



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.4

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Cabo Verde, Cambodia, DR Congo, Japan, Mongolia, Republic of Korea, State of Palestine, Tajikistan, Uganda

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

各国における国内司法制度の強化、積極的補完性が不処罰を防ぐ最も強固な基盤であることを確認し、
国際社会による司法分野での能力構築支援が不可欠であることを認識し、

ローマ規程の前文に掲げられた「不処罰なき世界」の実現と、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対する責任追及の重要性を認識し、

国際刑事裁判所（ICC）が各国の刑事裁判管轄権を補完する機関（補完性の原則）であり、各国が国際犯罪を訴追する第一義的な責任と主権を有することを認識し、

ローマ規程第 86 条を想起し、

ICC に対して全面的に協力する法的義務を負っていることを認識し、

締約国の非協力が繰り返されている現状が、国際刑事司法の実効性と権威を著しく損なっていることを遺憾に思い、

ICC の判事、検察官および職員に対する非締約国からの制裁、経済的圧力、および干渉が、ICC の独立性と公正な運用の根幹を脅かしていること非難し、

すべての地域および事態において公平・一貫かつ客観的な捜査基準が適用されることの重要性を認識し、

マラボ議定書を想起し、

被害者への迅速な救済と賠償を保障するため、被害者信託基金および裁判所の持続可能かつ独立した財政基盤の確立が重要であることを認識し、

1. 締約国に対し、起訴請求に当たっては十分な証拠及び司法手続を経ることを要請する；
2. 締約国に対し、以下の項目に基づき、補完性の原則の基準を明確化することを要請する：
 - a. 重大犯罪を処罰する国内法が整備されている、
 - b. 国内で実際に捜査が開始されている、

- c. 司法機関の独立性が確保されている；
- 3. ICC に対し、各国の国内司法を最優先し、国内の司法が機能しない場合のみ介入することを促す；
- 4. 締約国に対し、以下の場合においてのみ、元首であっても責任を負う事を要請する：
 - a. ジェノサイド、
 - b. 戦争犯罪、
 - c. 人道犯罪、
 - d. 侵略；
- 5. 締約国に対し、起訴する場合は、明確なガイドラインを創設することを要請する；
- 6. 締約国に対し、国内の司法が不安定の場合、一度免責を認めることを要請する；
- 7. 締約国に対し、ICC に協力した国には、司法制度支援を行うことを要請する；
- 8. 各地域機構に対し、協力を促進することを要請する；
- 9. 締約国に対し、ICC 関係者に危険が及ぶ場合、以下の項目に基づき ICC 関係者に緊急支援を行うことを強く要請する：
 - a. 法的支援、
 - b. 身辺保護、
 - c. 一次避難；
- 10. ICC に対し、以下の項目を行うことを要請する：
 - a. 外部監査、
 - b. 年次報告、
 - c. 支出報告；
- 11. 締約国に対し、制裁被害者への医療心理支援を行うことを促す；
- 12. 締約国に対し、周辺国の対立により、協力できない国があることを認識するよう促す；
- 13. ICC を最高裁とすると国ごとに国際犯罪を裁く部門を創設することを要請する。